

手をつなごう 安心と活力がうまれる しあわせのまちづくり

岐阜市地域福祉活動計画

概要版



平成17年3月

岐阜市地域福祉活動計画策定委員会
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

基本理念

手をつなごう 安心と活力がうまれる しあわせのまちづくり

この地域福祉活動計画は、すべての人が誕生してからその一生を終えるまで個人として尊重され、優しさや温もりにあふれた人々がつながった地域社会を創造することを目指し、地域福祉活動を推進します。

基本的な視点

5つの基本的視点を掲げ、計画の事業・活動を行うためのもとなる考え方です。

1 あらゆる市民のノーマライゼーションを実現する視点

高齢者、障害者をはじめとするすべての市民が個人として尊重され、そのらしい普通の生活を地域で実現できること

ノーマライゼーションとは、障害のある人もない人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくりをいいます。

2 身近な日常生活圏における支援システムを確立する視点

日ごろ暮らしている生活圏において地域の見守りや助け合いと福祉サービスを組み合わせて安心して生活ができるようにすること

3 市民参加によって地域福祉を推進する視点

市民が主体となり、行政、民間事業者、NPOと協働して福祉のまちづくりを実現すること

4 福祉・保健・医療をはじめ生活に関係する施策や活動のネットワーク化を推進する視点

市民が安心して活力のある生活をおくることができる福祉のまちづくりを実現するため、福祉・保健・医療が連携しサービスを提供すること

5 生活をトータルにとらえ、地域福祉を総合的に推進する視点

地域福祉の推進には、福祉・保健・医療との総合的な連携と併せて教育、就労、住宅、交通など生活関連分野との連携が大切であること

だれもが安心して暮らせる地域を みんなでつくりましょう

少子高齢化や核家族化、さらに情報化もいっそう進み、地域の様子も大きく変わってきました。

そのような地域のなかで、私たちが安心して暮らしていくためには、何が必要でしょうか。

一人ひとりのニーズにあった公的なサービスが気軽に利用できることは、もちろん必要ですが、私達はそれだけで満足した生活ができるでしょうか。

地域の人々のふれあいや、ちょっとした心づかい、おたがいの助け合い。そんなあたたかいコミュニティがなければ、こころ豊かな暮らしはおくれなのではないでしょうか。

そのために、みんなが自分でできることを考え、ひとつずつ、少しずつやっていくことからこの計画は始まります。

岐阜市社会福祉協議会は皆さんの地域活動を応援します。

基本目標

6つの基本目標を掲げて、事業・活動を推進を図ります。

1 ふれあいの拠点づくりと近隣助け合い活動の推進

すべての住民が地域の福祉活動に関心を持ち、安心して暮らしている地域づくりのためふれあいの拠点づくりと近隣助け合い活動を推進します。



2 安心して住み続けられるための生活支援システムの確立

私たちが地域でその人らしく、安心して住み続けられるように必要な福祉サービスをみんなで創り出し、生活支援システムの確立を推進します。



3 ボランティア・NPOなどの地域福祉活動者の育成

やさしさや温もりにあふれた人々がつながった地域社会を実現するために、市民のボランティア活動・NPO活動などへの参加を促進します。



4 福祉・保健・医療のネットワークづくり

地域福祉活動や協働を推進するため社協のコーディネート機能を生かしたネットワークづくりを推進します。



5 地域福祉活動財源の確保

市社協をはじめ、ボランティア活動やNPO活動・市民活動など地域福祉活動促進のための財源確保を推進します。



6 社会福祉協議会の充実

地域福祉活動推進のため市社協の組織・体制の充実を推進します。

重点事業

1 福祉委員制度の検討をします

地域福祉推進のため日常生活圏において、見守り、サービス情報の提供などの活動ができる福祉委員制度の導入を検討し、住民による生活支援活動の推進を図ります。



2 「コミセンボランティアステーション」の設置を検討します

ボランティア窓口を市民に身近なコミセンブロック単位へ設置することを検討し、市民活動・ボランティア活動の推進を図ります。



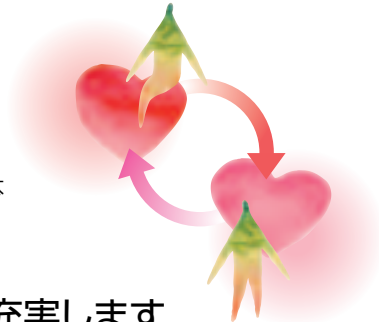
3 「災害時」の支援体制を確立します

災害時に支援の必要な災害弱者の避難誘導、見守り、生活支援ができる体制をつくります。



4 福祉サービス利用援助事業を充実します

その人らしい暮らしを支援するため地域住民に「わかりやすい福祉サービス情報」の伝達方法を工夫すると共に、福祉サービス利用の相談や選択に支援の必要な人には、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度などの積極的な活用を図り、その人らしい暮らしを実現できるように支援します。



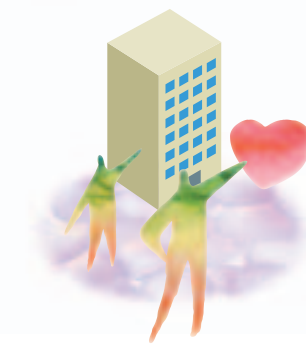
5 社協支部活動を強化します

住民自身が担い手となった小地域ネットワーク活動の拠点である社協支部の組織、活動、事務局の担い手について検討し生活圏域における小地域、地区の福祉活動の強化について検討します。

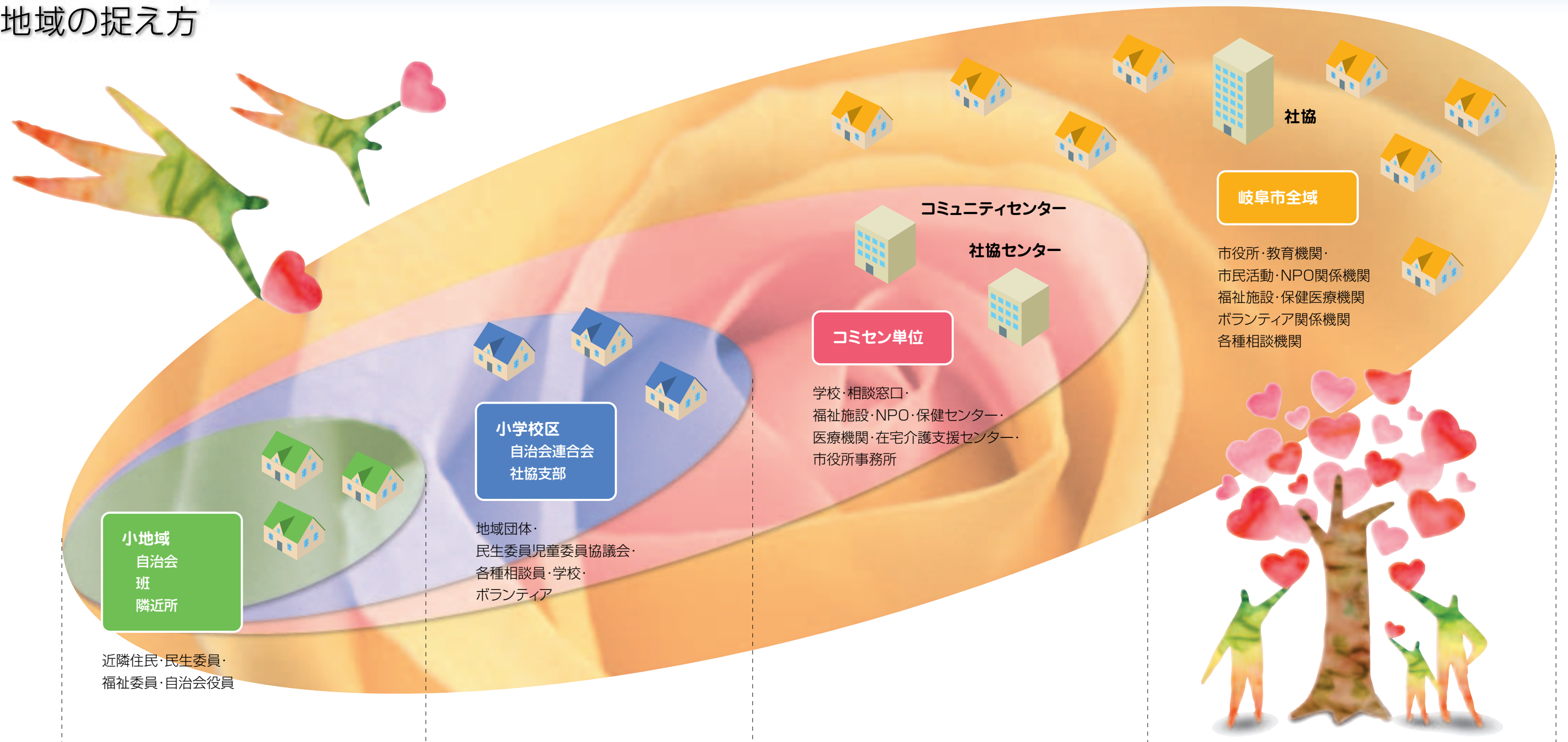


6 勤労者地域デビュー作戦

勤労者であっても地域の一員として自治会活動やボランティア活動に参加できるよう、企業の理解を広めると共に勤労者の意識を高める。これらを促進するための新たなシステム検討をします。



地域の捉え方



各圏域の活動

日常的な生活単位による活動

小学校区や地区の単位による活動

コミュニティセンターなどの単位による活動

全市的な活動

各圏域での主な事業

- 福祉委員制度の設置検討
- ふれあい・いきいきサロンの開催
- にこにこ声かけ運動の推進
- ふれあい近隣助け合い活動の推進

- 地域福祉モデル地区の指定
- 「日常緊急時」の連絡体制の確立
- おじちゃん・おばちゃんの学童保育

- 「コミセンボランティアステーション」(仮称)、「コミセンボランティアアドバイザー」の配置検討
- 地域活動コーディネーターの増員強化
- ブロック別支部長・主事研修会の開催

- 勤労者地域デビュー作戦
- 福祉サービス利用援助事業の充実
- 「災害時」の支援体制の確立
- ボランティア窓口連絡会の開催

岐阜市地域福祉活動計画のあらまし

地域福祉活動計画とは

住民がつながり助け合える本来の地域の機能を再生していくためには、住民の中から自主的、自発的に生まれた新しい地域づくりの思いを具体化し、計画的に進めていけるような行動指針づくりが必要です。

地域福祉活動計画は、社協が中心となり多くの住民代表やボランティア、福祉団体の方の参加を得て、住民の行動指針として地域再生の礎となることを願って策定された民間による自主的な計画です。

計画の期間

この計画の期間は、2005（平成17）年度から、2009（平成21）年度までの5年間とします。また、社会状況の変化などに応じて、3年目に見直しを行なう予定です



計画の推進

「岐阜市地域福祉活動計画」の具体化にあたっては、市民参加を促進します。

具体的には、地域福祉活動計画進行管理機関として「岐阜市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、事業の実施・検討を図る場において、市民、本計画策定委員などの参加促進に努め、本計画推進において、福祉、行政、保健、教育、企業などの関係機関との連携を一層重視していきます。





地域福祉とは

「隣近所・自治会」「小学校区」「コミセンブロック(コミュニティセンター単位)」、「市全域」それぞれの生活圏域の中で、住民をはじめとする、関係機関・団体が参加し、力を合わせて、ともに支えあうことにより、子どもから高齢者、障害者まですべての住民が、生き生きとした豊かな生活を送ることができる地域社会の創造

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であることが明確に位置づけられています。

岐阜市地域福祉活動計画

～手をつなごう 安心と活力がうまれる
しあわせのまちづくり～

岐阜市地域福祉活動計画策定委員会
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会